

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

昨年 12 月に新型コロナウイルスの感染による肺炎が発生してから世界中で爆発的に拡大し、本年 3 月 11 日にはWHOが「パンデミックとみなせる」と宣言した。イタリア、スペイン、マレーシアでは全土で移動制限措置を実施するなど、感染拡大の収束の目途は立たず、事態の長期化が懸念される。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、水際対策の強化や学校の臨時休業の実施などにより感染拡大防止に取り組んだことで、日本では大規模な感染拡大には発展していない。しかし、散発的な感染は全国各地で続いているため、その影響が経済に大きく波及している。これは、株価が 2008 年のリーマンショック級の暴落となっていることから明白である。

当市においては感染者が出ていないものの、小中学校などの臨時休業、各種イベント及び会合の中止や延期の要請などにより事業活動が縮小しているため、他の自治体と同様に地域経済が深刻な打撃を受けている。これらは新型コロナウイルスの拡大が収束したところで即座に回復するものではなく、他の業種も含めて影響が本格化する頃には地域経済が立ち行かない状況になってしまうと懸念する。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の強化等を図るため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を迅速に提供し、国民の不要な混乱や不安、人権侵害や風評被害の防止に努めること。
- 2 相談から医療までの体制を強化・充実させ、感染者の早期発見や重症化を防止していくこと。
- 3 ワクチン及び治療薬の研究開発を進めるとともに、安定的な製造及び国内の供給体制を整えること。
- 4 地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用に対して、十分な財政措置を講じること。
- 5 学校の臨時休業に伴う子どもたちの居場所を確保するとともに、健康や心のケアの対策を講じること。
- 6 減税を含めた大胆な景気刺激策及びリーマンショック時と同等以上の経済対策を早期に表明し、経済への影響を最小限に留めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 25 日

新潟県佐渡市議会議員 猪 股 文 彦